

愛知県ソフトテニス連盟高校部会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本部会は、愛知県ソフトテニス連盟高校部会という。

(事務局)

第2条 本部会は、次に掲げる所に事務局を置く。

愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部委員長の勤務校内

(支部)

第3条 本部会は、尾張、名古屋南、名古屋北、知多、西三河、東三河を支部とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本部会は、愛知県における高等学校ソフトテニス競技を統轄し、代表する団体としてソフトテニスの普及並びに振興を図り、もって高等学校生の健康増進と強靱な意志の育成に寄与することを目的とする。

2 本部会は、愛知県ソフトテニス連盟に加盟し、高校支部として活動する。

(事業)

第5条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ソフトテニス競技の講習会、研修会の開催
- (2) ソフトテニス競技の調査研究及び普及活動
- (3) ソフトテニス競技の各種大会の開催
- (4) ソフトテニス競技の各種大会の代表選考並びに派遣
- (5) ソフトテニス競技の競技規則の指導
- (6) ソフトテニス競技の技術等級の普及
- (7) ソフトテニス競技の審判員並びに指導者の育成
- (8) 各種運動競技団体との連携並びに協力に関すること
- (9) その他目的を達成するために必要なこと

第3章 加盟団体

(条件)

第6条 本部会は、愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部に所属する団体を加盟団体とする。

2 前項の規定による団体を置くことが困難な場合は、委員会の承認を得て認める。

(加盟)

第7条 本部会に加盟しようとする団体は、会員登録関係書類を毎年事務局に提出する。

2 新規に加盟しようとする団体は、(財)日本ソフトテニス連盟の新規団体作成申請用紙と会員登録

関係書類を事務局に提出するものとする。

(会費)

第8条 加盟団体は、団体加盟費(男女別各1万円)と高校部会員登録料(ひとり500円)を毎年4月末日までに納入しなければならない。

ただし、新規加盟団体および会員の追加登録については、随時納入するものとする。

2 納入された会費及び登録料は、いかなる事由があっても返還しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 本部会には次の役員を置く。

部長 1名

委員長 1名

副委員長 1名

委員 12名以上20名以内

(尾張、名古屋南、名古屋北、知多、西三河、東三河各2名、委員長推薦若干名)

監事 若干名

(役員を選任)

第10条 部長は、愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部長とする。

2 委員長は、愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部委員長とする。

3 副委員長は、愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部庶務とする。

4 委員は、各支部の支部長、副支部長および委員長が推薦した者とする。

5 監事は、委員の中から選出する。

(役員職務)

第11条 部長は、本部会の業務を総括し、本部会を代表する。

2 委員長は、部長を補佐し、部会業務を執行する。

3 副委員長は、部長及び委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

4 委員は、委員長の命を受けた日常業務を担当し処理する。

5 部長及び委員は、委員会を組織し、この規約に定める事項を議決し執行する。

(監事の職責)

第12条 監事は、本部会の業務及び資産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 収支並びに資産状況を監査すること。

(2) 業務執行状況を監査すること。

(3) 監査の結果不正の事実を発見したときは、委員会を招集し報告すること。

(役員任期)

第13条 本部会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うこととする。

(役員解任)

第14条 役員が次に掲げる各号の一に該当するときは、委員会の現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐え得ないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 顧問

(顧問)

第15条 本部会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本部会に功労のあった者のうちから、委員会の推薦により部長が委嘱する。

3 顧問は、本部会の運営に関する重要な事項について部長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第6章 委員会

(委員会の招集)

第16条 委員会は、部長が必要と認めるときに招集する。

(議長)

第17条 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数)

第18条 委員会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(議決)

第19条 委員会の議事は、出席者による過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 本部会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体からの加盟費及び会員登録料
- (2) 基金から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 愛知県ソフトテニス連盟等からの補助金
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第21条 本部会の資産は委員長が管理し、金融機関の預金等により安全確実な方法で保管することとする。

(経費の支弁)

第22条 本部会の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第23条 本部会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に委員長が作成し、委員会の議決を得て定める。

(事業報告及び収支決算)

第24条 本部会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に委員長が作成し、事業報告書及び収支決算書とともに監事の意見を付し、委員会の承認を得なければならない。

2 本部会の収支決算に剰余金が生じたときは、委員会の議決を経て、その一部もしくは全部を基金に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第25条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

2 本部会の会計に、特別会計を設けることができる。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第26条 この規約の変更は、委員会において委員現在数3分の2以上の同意を得なければ変更できないこととする。

第10章 雑則

(委任)

第27条 この規約に規定するもののほか、実施について必要な事項は委員会の議決を経て別に定める。

付則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。